

経営課題に迫る⑤

労働環境整備に活用できる助成金

働き方改革サポートオフィス鳥取

境港市内企業の経営課題に迫ります。今回は「賃金面での労働環境整備に活用できる助成金」について、働き方改革サポートオフィス鳥取（鳥取市富安）の長谷川誠センター長に伺いました。

ー ことしも最低賃金が引き上げられますね。

「鳥取県の最低賃金は、去年の『1030円』から60円アップされ、1090円になります。また、人材確保などのために賃金を上げるというような労働環境の整備をする企業も増えています」

ー 賃金面での労働環境整備に活用できる助成金がありますか。

「非正規雇用労働者の基本給を3割以上増額する場合に活用できるキャリアアップ助成金や時間外労働を削減する場合などに活用できる働き方改革推進支援助成金があります」

ー キャリアアップ助成金の内容を教えてください。

「有期・パートタイムなどの非正規雇用者の賃金を引き上げる際に活用できる助成金として、キャリアアップ助成金の賃金規程等改定コースがあります。賃金規程などを3割以上増額改定した場合、引き上げ率に応じて1人当たり4万円から7万円の助成金が支給されます」

ー 働き方改革推進支援助成金の活用方法は。

「時間外労働の削減や年次有給休暇の取得促進などに取り組む場合に活用できる助成金として、働き方改革推進支援助成金の労働時間短縮・年休促進支援コースがあります。労働能率の増進に役立つ設備・機器の導入や更新の経費などが助成の対象になり、賃金引き上げを併せて行った場合に助成上限額の加算が行われます」

ー境港市内事業者の皆さんにメッセージを。

「キャリアアップ助成金は、キャリアアップ計画の提出や賃金規程の改定などの手続きが必須です。一方、働き方改革推進支援助成金は、事業実施計画の作成や就業規則の変更が必要な場合があります、11月末が申請期限になっています。いずれも申請を計画する際は、あらかじめ、早めに当オフィスにご相談ください」

詳しくは、同オフィス(☎0800-200-3295)まで。